第8章

環境管理システムの国際規格化について

橋爪繁幸

はじめに

1995年6月にオスロで開催された第3回TC207（環境管理システム）総会において，環境管理システムに関する2規格と，環境監査に関する3規格が国際規格草案（DIS：Draft for International Standard）として採択され，96年7月には国際規格として発効することになった。また，検討中の環境ラベル，環境パフォーマンス評価，LCAなどの規格化についても成立に向けての拍車がかかってきた。ここでは，開発途上国とのあいだの貿易問題に深くかかわっている環境ラベルの問題を中心に，ISO14000シリーズ（環境管理システム）全般に関する動向と，これに関連する貿易問題，特に，開発途上国における諸問題について述べることにする。

I　環境管理システムの国際規格化への経緯

環境問題は，産業公害問題という製品の製造に関する問題から，これらの製品の使用や廃棄にかかわる環境への影響の問題にまで拡大してきた。その上，これらの問題は，一地域に止まらずに地球規模の環境問題にまで拡大し

ている。地球環境問題に対する国際的な関心が高まるに従い，1980年代頃から欧米を中心に，環境保全型の製品を推奨する環境ラベル制度（ドイツ，北欧，カナダなど）や，EUにおける環境管理・環境監査要項（EMAS：Eco-Mamagement and Audit Scheme）の制定など，産業活動，製品，サービスなどが環境に与える影響を低減させるための方策が採用されるようになってきた。

1991年6月の「国連環境開発会議」(UNCED：United Nations Conference on Environment and Development）は，92年ブラジルのリオデジャネイロで開催される「地球サミット」を成功させるために，持続可能な開発に関する世界の産業界の見解をまとめる目的で，「持続可能な発展のための経済人会議」（BCSD：The Business Council for Sustainable Development）が創設された。この会議には，日本からの7名を含め，27カ国48名の経済人が参加した。BCSDが「持続可能な発展」に関する分析を行なう過程を通じて，企業の環境パフォーマンスや製品のライフサイクル評価などについての国際規格化の考え方が示され，諮問グループでの検討の結果，以下の結論が出された。

・企業で持続可能な技術の導入・推進のため環境パフォーマンスの国際規格化は，有効な手段である。

・国際標準化機構（ISO：Internatinal Standard Organization）は，この計画を実施するための適切な機関である。

・製品・サービスのライフサイクル評価に対して規格化の作業が必要である。

この結論を受けて，BCSDはISOに対して，環境問題に関する国際規格の制定に取り組むよう依頼した。

Ⅱ　ISO環境管理技術委員会の設置の経緯とその活動[1]

BCSDからの依頼によりISOでは，国際電気標準会議（IEC：International

Electrotechnical Commission）と共同でアドホックグループ「環境に関する戦略諮問グループ」（ISO／IEC／SAGE : Strategic Advisory Group on Environment）を1991年7月に設立し，環境に関する国際規格の制定について検討を開始した。SAGEは以下の事項を委任され検討を行なった。

・持続可能な発展の概念のもとに，具体化されなければならない主要な要素の国際的な運用を促進するために，将来の国際規格化のための項目を発掘すること。

・環境性能／環境管理の規格化に関する全体的なISO／IECの戦略計画を勧告すること。

・ISO理事会およびIEC総会に対し，それらの勧告に関する報告を行なうこと。

1993年2月のISO理事会では，環境管理技術委員会（以下，TC207と記す）の設置を決定した。ここではカナダがTC207の幹事国となること，TC207が策定する規格は，環境管理システム，環境監査，環境ラベル，環境パフォーマンス評価，ライフサイクルアセスメントなど，環境管理のためのシステムをツール化することが決定した。また，同年6月にトロントで開催された会合では，個別の課題を検討する小委員会（SC : Sub-committee）の設置とその会議招集の幹事国の設定，草案を策定する作業部会（WG : Working Group）の設置と担当国の決定がなされた。

ここで決定されたTC207の構成を図8－1に示した。また，各SCが策定すべき規格案と規格番号および，相互の関係を図8－2に示した。図8－1に見られるようにSC1からSC5までは，個別の課題に従って規格案の策定が行なわれる。SC6では各SCごとに使用されている用語とその用法の整合性を取るように作業が進められている。

TC207での作業は，図8－2に示された環境管理の分野の国際規格を制定することにある。ただし，ここでは排出基準の設定，試験方法，環境パフォーマンスのレベルの設定，製品自体の環境基準の設定などは行なわれない。

図8—1　ISO／TC207の小委員会および作業部会の構成

（出所）ISO資料。

図8—2　ISO14000環境管理国際規格の構成

評価と監査の手段

環境パフォーマンス評価（EPE）

14031　環境パフォーマンス評価のガイドライン

環境監査（EA）

14031　環境監査実施の一般原則
14011-1　環境管理システムの監査の実施
14012　環境監査者の資格要件
14013　環境監査プログラム
14014　初期監査レビュー
14015　サイトアセスメント

管理システム

環境管理システム（EMS）

14004　環境管理システムの原則，システム，および支援技術の一般指針

14001　環境管理システム使用方針を含む仕様

生産に適応させるための支援手段

ライフサイクルアセスメント（LCA）

14040　LCAの原則と構成
14041　インベントリ分析
14042　環境影響評価
14043　結果説明

環境ラベリング（EL）

14040　環境ラベル・主張の基本原則
14021　環境に関する自己主張－用語と定義
14022　環境に関する自己主張－シンボル
14023　環境に関する自己主張－テストおよび検証方法
14024　環境ラベル Type1－指導原則および実施要領

14050　用語と定義

（出所）ISO資料。

1．SC 1（環境管理システム小委員会）

ここでは企業などが実施する環境管理システムに関して，方針の設定と実施方法にかかわる国際規格を制定するものであり，内容としては以下の項目が含まれている。

・企業などの環境管理方針の設定。

・企業などの環境管理に関する責任体制の整備。

・自己の環境影響の把握。

・環境行動目標の設定。

・環境管理に関する目標達成計画と実行マニュアルの設定。

・環境監査の実施。

1995年6月にオスロで開催された第3回TC207総会では，下記の二つの規格案をDIS登録することを決定した。これらの草案は，加盟国による投票が行なわれる。順調に推移した場合には，96年6月に開催される第4回総会で国際規格として採択され，96年9月には国際規格として発行された。

ISO14001：環境管理システム，使用方針を含む仕様。

ISO14004：環境管理の原則，システムおよび支援技術の一般指針（旧ISO14000)。

なお，ISO14001は，環境管理システムに関する唯一の国際規格であるとし，すでに機能しているEUのEMASは，ISOの規格と整合するように修正が行なわれることになった。

2．SC 2（環境監査小委員会）

企業活動が，環境管理システムに適合しているかを評価するための環境監査の実施に当たっての手順や，資格要件などを定めるもので，規格案は以下の内容などから構成されている。

・環境監査の一般原則。

・環境監査を実施するための手順。

・環境監査者の資格要件。

・環境管理監査プログラムなど。

第3回TC207総会（オスロ）では，下記の3件の規格がDISとして採択され，環境管理システムのDISと同様の手順で1996年10月に国際規格として発行された。

ISO14010：環境監査の実施の一般原則。

ISO14011：環境管理システムの監査の実施。

ISO14012：環境監査者の資格要件。

また，オスロ総会では以下の国際規格の制定が新規作業項目として採択され，それぞれのWGで検討されることになった。

ISO14013：環境管理監査プログラム（WG 3）。

ISO14014：初期環境レビュー（WG 1）。

ISO14015：サイトアセスメント（WG 4）。

3．SC 3（環境ラベル小委員会）

このSCの名称は環境ラベル小委員会となっているが，内容的には，環境管理システムが，企業の経営に関するソフトの面を対象にした規格であるのに対し，環境ラベルは，企業が生産するハード面に相当する製品やサービスに対する環境的な視点から評価にあたるものである。したがって，このSCで議論されているのは，単なるラベル表示に関するものではなく，製品やサービスに対するすべての環境情報標示にかかわるものを対象にしている。これらの標示をISOでは，以下の3タイプの環境ラベルに分類し，それぞれのタイプの環境ラベルおよび，これらの環境ラベルに共通する一般原則についての規格の策定が行なわれる。

Type I：複数の認証基準により第三者が認証する任意参加の環境ラベ

ル。

Type Ⅱ：製品およびサービスの環境情報に関する自己主張。

Type Ⅲ：あらかじめ設定された環境指標を用い，独立した認証機関が実施する製品およびサービスの，環境負荷に関する定量的な情報標示。

小委員会には3WGが設置され，それぞれ一般原則，Type ⅠおよびType Ⅲ，Type Ⅱの規格案の制定が行なわれている。

(1)　WG1（第三者認証の環境ラベル）[2]

この作業部会で策定している草案はType Ⅰは「複数の認証基準により第三者が認証する任意参加の環境ラベル制度」(ISO14024) と定義され，その適用範囲としては，消費，流通，生産にかかわる製品およびサービスの全てががが含まれている。また，ラベル制度の目的としては，環境ラベルの認証基準に適合するような環境負荷の相対的に少ない製品およびサービスの需要と供給を，市場のメカニズムを通じて促進することおよび，消費者に対しては，正確で，検証可能でかつ，適切な情報を提供することにあるとしている。

ここで制定される規格は，Type Ⅰの環境ラベル制度の実施にかかわるガイドライン，実施方法や認証基準のあり方などを規定するもので，選定される商品グループや，認証基準のレベルを規定するものではない。しかし，Type Ⅰは実施方法と，認証基準の設定のあり方によっては，非関税障壁を引き起こす恐れがあり，どのように規格案に盛り込むかが問題となる。この点に関しては，ISOは貿易問題の専門機関ではないため，WTOなどの専門機関の決定に従うこととしている。もう一つの問題としては，認証基準は環境的な観点からと，製品の機能的な面からの基準から成立しているが，環境的側面からの基準を，製品のライフサイクルのへの配慮とどのように整合させるかがある。ライフサイクルへの配慮については，EUの制度で採用されているマトリックスの使用が例示されている。1995年11月のソウル会議以後3回の会議で委員会草案（CD：Committee Draft）の修正が行なわれ，97年にCD for Voteとしての投票を行ない，97年秋にはDISとすることを目標にしてい

る。

(2)　WG 2（環境情報に関する自己主張）[3]

このタイプは，企業が自社の製品やサービスなどが環境に，どのように配慮されているかとする自己主張に対する規格化を行なうものである。これらの主張は，製品に表示するもの，広告として使用されるもの，仕様書などに記載されるものなど，環境に関するすべての自己主張が含まれることになる。国際規格制定の目的は，環境に関する自己主張が消費者を惑わすことなく，公正な取引が保たれるようにすることにある。

自己主張に関する規格は，用語と定義（ISO14021），シンボル（ISO14022），テストおよび検証方法（ISO14023）の3規格から構成されている。「用語と定義」では，環境主張で使用される用語に対する一般原則と，特定の環境主張として使用される用語を選定し，これらの用語に対する定義や，使用条件を規格化しようとするものである。「シンボル」では，環境主張に際して使用されるシンボル（マーク）の種類と，使用の条件を設定するものである。また「テストおよび検証方法」では，選定された用語に関する主張のテストと検証方法を規定するもので，環境主張が根拠のあるものであり，これが事実として客観的に証明するための方法を規格化するものである。

現在は，「用語と定義」のCDがほぼ完成し，「シンボル」の草案作成を行なっている。しかし，これらの3規格はセットとして構成されているうえ，相互の関連性が強く働いているため，CDの制定はそれぞれ単独に行なうが，3規格がすべて揃ってから投票に付されDISにすることになっている。全体が揃うのは1998年頃になるものと推定される。

(3)　WG 3（環境ラベルの一般原則）[4]

ここで検討されている規格は「環境ラベル・主張の一般原則」（ISO14020）であり，すべての環境ラベル・主張に共通する基本原則が規定される。特に問題となる点は，環境ラベルの国際貿易への影響の問題をどのように規定す

るかにある。1995年12月のソウルでの会議では，「不必要な貿易障害を起こさないこと」のみを規定し，「不必要な貿易障害」の定義に関しては，ISOで規定する問題ではないとされ，WTO／GATTの解釈に従うこととし，具体的な例示などは記載しないことになった。CDは96年初めに完成し，投票に付される予定となっている。

(4) TypeⅢラベル

「環境報告カード」に代表される環境ラベルTypeⅢは，1994年のゴールドコースト会議でその検討が凍結されたが，95年のオスロ会議で新規検討項目として再び検討を行なうことになった（95年12月第4回SC〔ソウル〕で凍結が解かれた)。スウェーデンなどをはじめとして，このタイプの利用を一般消費者向けでなく，公的機関や企業などの資材調達に使用したいとの考え方が出てきたことが注目される。具体的な手法としては，アメリカで実施されている「環境報告カード」が存在するのみで，今後，新しい手法の開発が期待される。

また，持続性のある森林管理に関する提案（単一問題に対する環境ラベル）がなされたが否決され，記録にのみに留められることになった。

4．SC4（環境パフォーマンス評価小委員会）

企業など組織が，周辺の状況に応じて自主的に「環境パフォーマンス」を評価し，継続的に改善を実施するため，その評価プロセスを設計し，実施する内部管理のためのツールとなるガイドラインを制定する。このSCで制定される規格は，「環境パフォーマンス評価」(ISO14031）となる。

SCで議論されている，環境パフォーマンスと，環境パフォーマンス評価の定義は以下のようになっている。

環境パフォーマンス：組織の活動，製品，サービスの環境側面に関するマネジメントの結果。

環境パフォーマンス評価：適正な管理目標のために合意された環境基準に対し，環境パフォーマンスを計測，分析，評価，表現するプロセス。

制定される規格は，1996年11月に第5次の作業部会案の検討を行ない，これをCD化することになっている。

5．SC5（ライフサイクルアセスメント小委員会）

ISOでは，ライフサイクルアサスメントを「製品やサービスのライフサイクルの各段階で発生する各種の環境への影響を分析・評価するとともに，これらの結果を用いて，環境負荷を低減させる方策を作成するものである」としている。制定される国際規格と，その制定スケジュールは以下のようになっている。

〔一般原則と構成〕（ISO14040）

題名が「原則と方法」から「原則と構成」に変更された。現在検討されている第3次案は，1996年3月に開催される会議でDIS化することになっている。

〔インベントリー分析〕（ISO14041）

現在検討されている案は，意見聴取のためのCDとする。各国から提出された意見は，1996年3月の会議で審議し，ISO14040とともにDIS化される。

〔環境影響評価〕（ISO14042）

目次（章建）が全面的に改定され，次回会議ではこれに沿った検討を行ない，規格の制定を推進する。

〔結果説明〕（ISO14043）

題名を改善評価（Improvement Assesement）から結果説明（Interpretation）に変更し，説明の段階の構成と，それぞれの関係について整理し，規格制定の段階に入った。

6．SC 6（用語と定義小委員会）

各小委員会から提出された用語とその定義に関して，逐条審議を行ないデータベースを作成する。これにもとづいて，各小委員会間での調整を行なうとともに，ISO の規格に合致した用語と定義に統一する。

Ⅲ　環境ラベルについて

環境ラベルは，ISO14000シリーズで製品や，サービスにかかわる唯一の規定である。ここで規定される環境ラベルとは，製品およびサービスの環境に関するすべての標示が含くまれている。したがって，エコマークのような第3者認証のラベルから，自己主張として表示される製品の説明や広告などに使用されるに至るものまでのすべてが対象となる。

1．環境ラベル・主張の基本原則について(5)

環境ラベルの目的は，「製品およびサービスの環境に関する情報を正確に伝達することにより，環境負荷の少ない製品およびサービスの需要と供給を推進し，市場の力による環境改善の可能性を刺激すること」ものであるとしている。

すべての環境ラベル・主張に共通する基本原則としては，以下の要件に合致することが必要であるとしている。

・環境ラベル・主張は，正確かつ，検証可能であり，誤解を起こさせるものであってはならない。

・環境ラベル・主張に関する製品やサービスの環境に関する情報は，ラベル・主張の実施者から入手することができなければならない。

・環境ラベル・主張は，科学的な原理で確認され，一般的に実施されている手法で検証が可能であり，科学的に再現性のあるものでなかればならない。
・環境ラベル・主張の運営の手続きや方法に関する情報は，すべての利用関係者に対して利用可能なものでなければならない。
・環境ラベル・主張は，適切な形でライフサイクルの概念が取り入れられていなければならない。
・環境ラベル・主張は，要求する情報や手続きなどは，該当する規格・基準への適合を確認するもののみに限定されるべきである。
・環境ラベル・主張の要求事項や手続きは，国際貿易に対する不必要な障壁となるものであってはならない。
・環境ラベル・主張は，環境面での性能を向上させようとする技術革新を妨げるものであってはならない。
・環境ラベルに適用される規格や基準は，コンセンサスプロセスによって作成されるものでなければならない。

2．第三者認証の環境ラベル(6)

第三者認証の環境ラベルは，世界ではすでに20カ国以上で実施されている。ここでは，ISO でType I に分類される環境ラベルについて述べる。

(1) ISOの規格（ISO14024）

日本のエコマークのような第三者認証の環境ラベルに対するISO14024は，現存する各国のラベル制度の実施に関して，共通のガイドラインを制定しようとするものである。したがって，ISO14024では，製品やサービスの環境に関するレベルを設定するものでも，認証基準そのものを国際的にハーモニゼイションさせようとするものでもない。本規格では，このタイプの環境ラベルを，「複数の認証基準にもとづく，第三者が認証する任意参加の環境ラベ

ル制度」と定義し，その摘要範囲は，一般消費材，流通，生産にかかわるすべての製品およびサービスが含まれている。このガイドラインの内容は，環境ラベルの実施原則および実施方法，認証基準のあり方および設定手順，認証手順などから構成されている。

ISO／WD14024.2の内容は以下のようになっている。

(i) 第三者認証の環境ラベルの目的

このタイプの環境ラベルの目的は，環境負荷の少ない製品やサービスの需要と供給を，市場メカニズムを通じて促進するとともに，消費者に対して正確で，検証可能でかつ，適切な情報を提供することにある。

(ii) 透明性と中立性の確保

環境ラベルが消費者および生産者から支持されるためには，制度の信頼性が確保されていることが大切である。制度の運営，対象製品グループの選定や認証基準の設定，製品の認証などの際には，その初期の段階から異なる視点を持つ利害関係者が参加し，議論がなされなければならない。また，信頼性が確保されるためには，以下の二つの要件が満たされているべきである。

・透明性；対象製品グループ選定や，認証基準の設定に当たっては，その各段階で関係者に対しての情報の提供や，コメントの聴取などを行なうことにより達成される。作成された認証基準や，テスト方法などを公開することも規定されている。

・中立性；製品の認証に当たっては，科学的な手法にもとづいて実施されること，公平な審査がなされることが要求される。また，制度の運営にかかわる基金についても，利害関係者から独立しているが要求されている。

(iii) 国際貿易に対する配慮

Type Iの環境ラベルは，製品の環境負荷に関しての評価をラベルの有無で示すものであり，貿易障壁の原因となる要素を有しているため，多くの議論がなされた。しかし，ISOは貿易問題を規定する場ではないとの理由で，WTO／GATT, UNCTAD, OECDなどの専門的な国際機関の決定に従うべきであるとし，以下の一文を記載することに止められた。

「環境ラベル制度は，不必要な貿易制限効果をもたらすものであってはならない」。ここで言う「不必要な貿易制限」とは，WTOで規定している用語の定義に従うことになっている。

(iv)　ラベル対象製品グループの選定

ラベル対象の製品グループの選定にあったっては，該当する製品グループを選定することによる環境改善効果，市場調査，認証基準の作成の可能性などのついてのフィージビリティスタディーを実施することになる。これらの調査に当たっても，利害関係者との協議や，透明性，中立性，公平性の確保が求められている。

(v)　認証基準（Criteria）の設定

認証基準は，製品の環境面を規定した基準と，品質，安全性などの製品の機能にかかわる基準とから構成されている。特に，環境基準の設定に対しては，原料採取から廃棄までの製品のライフサイクルを通じての環境負荷を総合的に評価しなければならないとされている。ライフサイクルに配慮するための方法としては，EUなどで使用されているマトリックスを用いることが推奨され，ISO／WD14024では下記のマトリックスが例示されている（図8－3）。

環境基準の設定に当たっては，以下の事柄に留意しなければならないとされている。

・環境負荷低減のための最も効果的な指標を選択すること。

・定量的，定性的で明瞭な指標であること。

・関連する基準のレベルの設定。

・試験方法および利用可能な試験機関。

・外国の企業や，中小企業に対する配慮。

・基準の定期的な見直し。

一方，製品の機能面の特性に関する基準は，消費者に対して使用上の品質や安全性などを担保するものでなければならず，以下の事柄に配慮すべきであるとしている。

・製品の最重要機能特性を指標として選択すること。

図8－3　製品環境基準の選定のためのマトリックス

ライフサイクルステージ	環境指標					
	エネルギー	資源	環境負荷			その他
	再生可能／非再生	再生可能／非再生	水	大気	土壌	
資源採取						
製造						
流通						
使用						
廃棄						

・テストおよび検証方法は，対象製品グループ内のすべての製品が，アクセス可能なものであること。

・製品機能上必要とするレベルを設定すること。

(vi)　認証方法

ISO／WD14024では，制度を運営する機関が具備すべき文書などを明記するとともに，環境ラベルの取得や使用に関する基本的な条項を規定している。実施方法の詳細に関しては，それぞれの実施機関が独自に制定する運営規定に従うこととなっている。

(2)　各国の環境ラベル制度(7)

ISOでType Ⅰとして規定される第三者認証の環境ラベルは，1978年に当時の西ドイツで発足した，いわゆるブルーエンジェルがその最初のものである。ドイツでは70年代頃から深刻化してきた環境問題に対処する一手段として，消費者が環境負荷の少ない製品を優先的に購入することにより，環境負荷を減少させるともに，製造者に対しては，市場原理を利用してこれらの製品の開発や製造を促進させることを目的として，環境ラベル制度が導入された。80年代の終わりには，日本，カナダ，北欧諸国などが相次いでこの制度を採用

し，さらに，90年代に入ると，先進国のみならず開発途上国においても導入され，現在は20数カ国で実施または，実施に向けての検討が行なわれている。

現在世界各国で実施されている環境ラベル制度の特徴は，以下のようになっている。

・多くの制度は国の機関または，国と深く関与した機関によって運営されている。
・ドイツを除くと，1980年代終わり頃から90年代に制定された制度である。
・製品の環境負荷の評価には，製品のライフサイクルにたいする配慮はされるものの，厳密な意味でのLCA（Life Cycle Assessment）は行なわれていない。
・選定された製品グループやこれらに対する認証規準のレベルの設定に当たっては，それぞれの国の環境的な背景に応じて決められている。したがって，相互認証など，国際的に整合をさせることは，現時点では困難である。
・認証されたラベルの有効期間は２～３年である。
・製品へのラベルの取得は，製品の供給者の自由意思によるものとしている。
・対象としている製品グループの多くは再生原料を使用した製品および，一般家庭向けの製品となっている。
・欧米以外では，消費者のラベル製品購入に対する意識はあまり高くない。

以下に，世界で実施または計画されている環境ラベル制度の中の，アジア地域で実施されている制度の概要について述べる。

(i)　韓　国

韓国の環境ラベルは，「環境マーク」と称し，1992年４月に韓国環境庁より告示された「環境マーク制度の運営に関する規定」にしたがって，(社) 環境保全協会によって運営されていた。しかし，94年には環境ラベル専門の運営機関となる (財) 韓国環境ラベル協会が設立され，すべての業務が引き継がれた。95年１月現在，33製品グループの198点の製品が認証され，110社の企

業がこれに参加している。製品グループは，再生紙製品，家庭用品，リサイクル品などを主体とし，制度の運営方法と，該当する認証基準はともに日本の制度と類似している。

(ii) 中 国

中国で環境ラベル導入の動きが最初に見られたのは，1993年10月に北京で開催された「国際環境ラベルシンポジュウム」である。シンポジュウムには，すでに環境ラベル制度を発足させているドイツ，日本，カナダ，スウェーデンが参加し，環境ラベル制度の現状や問題点などについての報告を行なった。シポジュウムと同時に，中国各地で製造されている環境保全型製品の展示会が大規模に行なわれ，環境問題に対する企業の関心の強さをうかがわせた。

中国での環境ラベルは「中国環境標志」と称し，1994年5月30日付で国家環境保護局から7商品グループと，該当する認証基準が発行されたことにより発足した。特色のある製品グループとしては，低CFC冷蔵庫，天然シルク，無鉛ガソリンなどがあり，第1回の認定では，11社の18製品が認証されている。環境ラベルの使用期間は，3年間としている。

(iii) 台 湾

台湾の環境ラベルは，環境保護，リサイクルの推進，公害の低減，省資源などを目的として，行政院・環境保護署が主管して1992年8月に発足した。実施機関としては，政府が所管する（財）工業技術研究院の環境担当部門となっているが，最近，独立した民間の機関に移管することが検討されている。制度の運営方法は日本のエコマークと類似したものであり，対象製品グループにも日本のそれに近いものが多い。特色のあるものとしては，パソコン，モニター，プリンターなどがある。94年10月での認証点数は20商品グループの106点となっている。

特に注目すべき点としては，カナダのエンバイロメンタル・チョイスとの間で，共通する認証基準を有する製品類型については，相互認証を実施しようとする計画が推進されている。この動向は，今後の相互認証の推進のため

のテストケースとして注目される。

(iv)　シンガポール

シンガポールの環境ラベル制度は「グリーンラベル」と称し，1992年5月に発足した。制度の所管はシンガポール環境省であり，同省内に設置されたグリーンラベルスキーム事務局（環境省ゴミ減量化部内）が実施団体となっている。制度の運営方法は，日本のエコマークに類似している。対象製品グループは，再生パルプを使用した用紙類，電池，蛍光灯，洗剤，洗濯機，コンピューター（モニターを含む）などがある。

(v)　インド

インドの環境ラベル制度は，環境森林省の環境，森林および野性生物部が所管し，「エコマーク」の名称で，1991年2月に発足した。制度運営の機関としては，インド規格局（The Bureau of Indian Standards）がこれに当たっている。認証された製品は，石鹸・洗剤，紙製品，塗料などの16種の製品グループの約400点となっている。

(vi)　その他の国々の動向

インドネシアでは，「エコ・インドネシア・ラベル」の制度を検討中であり，フィージビリティースタディーをドイツ環境庁（Umweltbundesamt）に委託し，実施した。この制度は，人口・環境省，環境管理庁（BAPEDAL）が所管し，民間の団体であるインドネシア環境管理委員会（Indonesian Environmental Management Committee）が実施することで進められている。

マレーシアでは，科学技術環境省が所管し，実施機関としてマレーシア工業規格研究所（Standards and Industrial Research Institute of Malaysia）が予定されている。ISO総会では，同所からの出席者が情報の収集を行なっていた。

フィリピンでは省エネルギーを目的として，「エネルギーガイドシステム」の制度化を環境・天然資源省が計画しており，対象とする製品には，エアコン，冷蔵庫，洗濯機などの家庭電化製品が予定されている。

(3) GEN (Global Eco-labelling Network)

Type I の環境ラベルは多くの国々で採用または，採用の検討がなされるなどしてその広がりを見せている。環境ラベル制度の実施機関では，制度の運営方法，対象製品グループおよびそれらの認証基準などの情報交換の促進や，貿易と環境問題，特に，環境ラベルに関して開催される国際機関の会議などに対して，実施機関としての意見を陳述することなどを目的として1994年11月に設立された。

現在は，アメリカ，日本をはじめ14カ国が参加している。情報交換の場としては，カナダのブリティシュコロンビア大学にGEN のホームページを設置し，インターネットとWWWを使用して，参加各国の環境ラベルの情報にアクセスできるように計画されている。これらの情報は，今後，環境ラベル制度の設立を計画している国々に取っては，有益な参考資料となる。また，すでに，この制度を実施している国にとっても，自国の制度の改善に役立てられるとともに，不必要な貿易障害を排除するために有効に活用されることが期待される。

3．Type II 環境ラベル

ISO で Type II として規定されている環境ラベルは，「環境に関する自己主張」に関するものであり，先に述べたように「用語と定義」，「シンボル」および「テストと検証」3規格から構成されている。ここで適用される範囲としては，企業などが行なう企業活動や製品などに関しての主張がすべて含まれている。すなわち，企業活動などに関する宣伝広告，製品の広告や取扱説明書などに記載される，環境に関する表現などが該当することになる。ISO の規格(案)では，「環境にやさしい」，「無公害」などの包括的な用語の使用は，消費者に対して誤解を与えたり，ミスリードするものとして使用してはならないとしている。また，「再生品使用量」，「リサイクル可能」，「省エネルギー」などの12用語を選択し，これらの用語を使用するための定義と条件を規定している。

自己主張に関しては，その内容が科学的に証明できるものでなければならないとされている。個別の環境主張項目に関しては，その内容を証明するためのテストと検証方法についても規定され，これに沿わない環境主張はできないことになる。また，環境主張を示すシンボルについても，国際的に共通なものにするための議論がされている。

4．Type Ⅲ環境ラベル

ISOでTypeⅢに分類されている環境ラベルは，「あらかじめ設定された環境指標を用いて独立した認証機関が実施する定量的な環境表示」と定義されている。このタイプの環境ラベルの検討は，実施されている制度が一つしかないこと，TypeⅠの規格の策定を優先させることなどの理由で，1994年6月のゴールドコーストでの会議では，この問題の検討をしばらく凍結させることにした。しかし，アメリカ，カナダ，北欧などの企業でこのタイプの利用についての検討が進められ，1995年12月のソウル会議で検討を再開することが決定した。

TypeⅢの特徴としては，製品の環境負荷が定量的に表示されることにより，製品グループに関係なく，個々の製品に対して利用できることにある。一方，一般消費者にとっては，環境負荷のそれぞれの項目が数字で定量的に示されるのみで，それぞれの環境項目の重要度や，相互の関係について理解するためには，専門的な知識を要し，判断が難しいものとなっている。しかし，企業や公的な機関での資材調達など，専門的な知識を持つ購買担当者に対しては，情報提供として有効に活用されよう。

このタイプの場合では，認証基準を持たないために，貿易障壁となる可能性は少ないといえる。しかし，環境指標は絶対値で評価されるため，先進国と開発途上国とのあいだで環境基準が異なる場合には，開発途上国の環境基準に適合した製造方法を実施していても，先進国の製造方法と直接比較され，その差が明らかになることが予想される。

5．その他の環境ラベル

ISOで全く取り上げていない環境ラベルとしては，いわゆるネガティブラベルがある。これは，タバコの包装に健康影響に関する注意書きが書き込まれているようなタイプのものである。このような警告表示の多くは，法律による規制にもとづいている。アメリカなどでは，製造時に有害物質を使用していることについて表示しなければならないネガティブ表示がある。これらの取扱の方法によっては，特定の生産国にとっての貿易障壁になりかねない要素を含んでいるため，その運用に関しては，関係国との調整を行なうことが求められよう。

Ⅳ　環境ラベルと貿易問題

環境管理システムの国際標準化が国際貿易におよぼす影響としては，以下の2項目が挙げられる。

・環境管理・監査システムが適切に稼働している企業が生産した製品の優先的な購入。

・環境ラベルによる製品の環境負荷に関する情報による製品の選択。

環境ラベルは，環境と持続可能な開発を実現するための経済手段の一つとして有効である。特に，Type I の環境ラベルは，ISOでの国際規格の制定に先駆けてすでに20カ国以上で実施されていること，ラベルの有無で直接的に製品の環境負荷を表示することにより，貿易障壁になりやすい側面を備えている。各国の環境に対する要求度や背景の相違などにより，取り上げられる認証基準の項目や，その認証基準について差異が見られる。これらが環境を楯とした新しい形の貿易障壁を引き起こすのではないかとの懸念が生じ，WTO，OECD, UNCTADなどの国際機関では「環境と貿易問題」関する議論が進められている。特にUNCTADでは，環境ラベルと開発途上国の国際貿

易に特化しての議論が行なわれている。

これらの議論では，環境ラベルと貿易の本質的な問題として，以下のような問題点が指摘されている。

・環境ラベルの申請・取得が国内の企業に限定されたり，輸入製品に対して申請・取得が困難な場合，貿易制限的効果を持つ。

・認証基準，手続きが透明性を欠くものであれば，貿易制限的な効果を持つ。

・生産の工程および方法の基準（PPMs: Processes and Production Methods）の基準が認証基準に含まれる場合には，生産国に対して過剰な環境対策を要求することになったり，自国の技術を必要以上に保護することにならないように配慮しなければならない。

・環境ラベル制度を実施している国々の間で，基準の相違による貿易制限効果を最小にするため，各国の環境ラベル基準のハーモニゼイションと，複数国間での相互認証などの国際的な調和を推進しなければならない。

1．具体的な事例

環境と国際貿易の問題を理解するために，以下に，近年に発生した環境問題に関連した貿易障壁として取り上げられた事例を示した。

(1)　デンマークの飲料容器の事例（1988年）[8]

デンマーク政府は，包装廃棄物の減少を目的として，ビールやソフトドリンクなどの飲料容器は，再使用，リサイクルのための回収拠点などを有していること，ガラス壜については，同国内で再使用可能な形状のものであるべきとした。この制度では，デンマーク国内で販売される飲料の容器は，再使用可能なガラス壜として政府が定めた容器に限定されることになる。外国の企業は，ガラス壜はプラスチックや金属製の容器に比較して，輸送コストがかかること，特定の形状を定めることは外国品の差別化であると抗議した。また，この規制は，ローマ条約30条のEU内での過度の規制に相当するものとして意義申立

となった。これに対してEU法廷では,この規制は貿易障壁になるものの,環境負荷低減の効果はより大きなものがあるとして,異議申立を拒絶した。

(2) ドイツの包装廃棄物削減に関する政令(1991年)

包装材料のデポッジト制度や,回収義務などを定めた規制は,ドイツの「グリューネプンクト」をはじめとし,ヨーロッパを中心に拡大している。この基準は包装材料に関するものであるとはいえ,開発途上国にとっては,中身の製品に関係なく,その包装がリサイクルまたは再利用に適さないことで,市場にアクセスすることが難しくしている。OECDではこれらの環境保全のための対策が,開発途上国の貿易に与える悪影響を最小化するための対策について勧告を行なっている。例えば,1993年2月には貿易と環境専門家合同会議や環境ラベルと包装問題処理に関する環境政策委員会で勧告が出されている。しかし,デンマークの事例が示すように,環境的なメリットがより高く評価されるであろうことは,明らかである。

(3) アメリカ・メキシコのマグロの件(1991年)(9)

アメリカでは1991年のイルカ保護消費者情報法により,一定のイルカ保護基準を満たす漁法で捕獲したマグロを使用したマグロ加工品については,ドルフィン・セーフ・ラベルの使用により区分できるようにした。メキシコ産の製品に対しては,採用されている漁法がその条件を満たしていないとして,ラベルの使用が認められなかった。メキシコは,これは市場での差別的取扱であるとしてGATTに提訴した。

しかし,GATTは,このラベルは,アメリカ国内では,国産品も輸入品も同一の基準で認証を行なうものであること,その使用が認められるか否かにより,製品の流通や販売に対してアメリカ政府からなんの差別的な取扱を受けないこと,製品の購入は消費者の自由意思に任されていることなどを理由に,ドルフィン・セーフ・ラベルはGATTのルールに違反するものではないと判断した。

(4) オーストリアの熱帯林を使用した製品の事例（1992年）[10]

オーストリア政府は1992年9月，熱帯木材およびその製品がオーストリア国内で販売される際には，「熱帯木材製」または「熱帯木材を含む」と表示しなければならないとする，任意と強制の環境ラベル制度を実施した。これに対しては，持続可能な森林の定義が国際的に確立していないことなどを理由に，ASEAN諸国から意義の申立があった。オーストリアは，GATTの裁定前に強制ラベル制度を撤回したが，任意ラベル制度は残っている。95年には，オランダでも同様の制度が検討されているが，この場合には，生産国との間で協議する事が予定されている。

(5) EUの紙製品の基準に関する事例（1992年）[11]

EUエコラベルでは，紙製品の認証基準の設定をデンマークが担当した。デンマークは，製造中に発生する廃棄物を減少させるとともに，リサイクル原料と，クリーンな技術の利用を促進することを目的とした認証基準を設定した。これに対して，ブラジルの製造・輸出業者は，基準の算定方法に外国企業にとって不利なものが含まれているとして，深い懸念を示した。ブラジルの要請にもかかわらず，基準は設定され，ブラジルの意見は反映されなかった。

さらに別の不満として，持続可能な森林から伐採された木材と，その他のものとの区別がされていないことがあった。基準の設定では，ヨーロッパ型の森林生産を念頭に置いたものであり，同じ環境保護の目的を達成できるその他の方法が考慮されていないことにある。

2．国際機関での議論

地球環境問題に対する意識の高まりにより，先に述べたような環境保護を目的とした貿易の規制措置や，貿易に影響する国内措置が取られるようになり，これらが自由貿易を阻害するのではないかとの懸念が拡大してきた。このため環境と貿易に関する議論が，WTO／GATT，UNCTAD，UNDEP，

OECDなどの国際機関で行なわれている。これらの議論の中で環境ラベルと貿易との関係についての議論について以下に述べる。

(1) WTO／GATT[12]

WTO／GATTでは，1995年1月に「貿易と環境に関する委員会」を設置した。ここでの検討項目の一つとして「多角的貿易システムと環境ラベルの関係」が入れられている。また，1994年1月には，ウルガイウラウンドの枠外ではあるが，「環境措置と国際貿易部会」の作業部会が「パッケジンーグとラベリング」の関して以下のような報告を行なっている。

・PPMsの基準にもとづいた包装やラベルの規制について，自国の条件に有利なPPMsの設定などの場合，外国製品に対して自国の製品と同等の待遇が与えられるだけでは，貿易に対する不必要な障害を回避したことにはならない場合がある。

・検討項目としては以下の項目が挙げられている。

　－自発的制度と強制的制度。

　－基準設定の方法。

　－規格化，認証基準などのハーモニゼイションの可能性。

　－外国（特に開発途上国）や，中小企業に対する問題。

・環境ラベルの透明性の確保，基準の設定に関して，外国に企業の意見が反映され，不利にならないこと。

・ラベル制度のなかにPPMsを持ち込むことは，自国の環境基準を外国（特に生産国）に押しつけるという批判がある。特に，開発途上国の輸出産業にとっては，市場参入が困難になる恐れがある。PPMsの規格化のための努力は，有益であるが，その限界が存在する。

(2) UNCTAD[13]

UNCTADでは，先進国を中心に現存する環境ラベル制度が，開発途上国の貿易問題に及ぼす影響について，アドホックの作業部会を組織して，以下

のような検討を行なっている。

・現在実施されている制度や，実施を検討している制度の公平性や相互認証の可能性。

・認証基準の設定に当たっての，開発途上国の利害に対する配慮。

これらの調査の結果，UNCTADでは，以下の問題点を指摘している。

・現存する環境ラベル制度は，外国の生産者，特に，開発途上国の輸出企業にとって，情報の収集，市場へのアクセスなどの点に問題がある。

・開発途上国の生産者にとっては，輸出相手国の環境ラベルの基準に適合させるためのコストの問題がある。特に，中小企業にとっては，そのコスト負担に耐えられない事態も生ずる。その上，PPMsの問題が加わることにより，開発途上国にとっては，過剰なコスト負担を強いられることになる。

・環境ラベル制度は，透明性を確保するとともに，基準の設定などには開発途上国からの参画が求められる。先進国の環境ラベルの認証基準は，開発途上国のそれとは異なったものになろうが，開発途上国の環境にも配慮したものであるべきで，相互認証の問題にも対処しなければならない。

・環境保全型製品の意味づけは難しいが，製品の環境主張に関しては誤解されたり，乱用されることのないように信頼性の高いものでなくてはならない。

(3) UNEP[(14)]

UNEPはUNCTADと共同して，いくつかの異なった環境ラベル制度で，類似した製品グループの認証基準の比較を行なっている。ここでは紙製品，洗剤および繊維製品を取り上げ検討を行なった。例えば，紙製品の場合には，

・持続可能な森林管理の国際的合意がないこと，

・製造工程に関する環境行動の考え方に相違があること，

・漂白に関する考え方の相違，

・製品グループの設定の方法，

などが指摘されている。

このようにこれらの製品グループについては，特に先進国では環境基準の設定に対して，製品のライフサイクルでの環境負荷を評価しようとする傾向がより多く取り入れられてきていることが顕著になっている。このために以下の作業が必要であるとしている。

・環境パフォーマンス評価方法との整合。
・異なった環境負荷項目の重み付けとその評価。
・認証基準の設定の過程の透明生の確保と関係者の参画。
・他のタイプの環境ラベルとその効果についての比較。

(4) OECD[15]

貿易と環境の問題について包括的な分析を行なっている国際機関の一つとして，先進25カ国で構成されるOECDがある。OECDでは，1993年6月の関係閣僚理事会で，「貿易と環境の専門家会合」で検討された「貿易政策と環境政策の統合に関する方法のガイドライン」が採択された。専門家会合では，ガイドラインの作成を考慮して，PPMsなどを中心に検討が進められている。環境ラベルについても，94年12月の会議で取り上げられ，ワークショップが開催されている。

3．開発途上国における問題[16]

開発途上国での環境ラベルの問題としては，開発途上国の環境ラベル制度が設定する自国の環境ラベルの認証基準などが，先進国の環境ラベル制度が設定するそれとの間に相違を生じ，これらをどのように調和させるのかが大きな問題となる。特に，開発途上国から先進国に輸出されている多くの製品は，零細な家内工業により生産されている場合が多く，ラベル使用に関する費用負担に耐えられない場合が多い。したがって，環境ラベルの認証にかかわる費用負担に関しても配慮することが必要になろう。

現在実施中のインドのエコ・マークは，カナダのエンバイロンメンタル・

チョイスをモデルとしている。現在計画中のインドネシアの制度は，ドイツのブルーエンジェルを参考に進められており，開発途上国であってもラベル制度は，先進国の制度を参考にして開発されている。このように開発途上国の環境ラベルの多くは，先進国の良く知られた制度を基本に制定されているので，将来，環境ラベルの相互認証が進んできた場合には，先進国の制度に沿った制度を持つ国は理解を得られやすくなるものと考えられる。

1993年4月に開催されたOECDの開発援助と環境の作業部会に提出されたメモでは，次のような見解が示された。

「国際貿易，健全な環境政策，開発は併立しうる。開発途上国は，まず第一に先進国における“エコ・コンシュマーリズム”という新しい流れに対応するために対処しなければならないが，環境に優しい製品を輸出する高い潜在能力を持っているため，これを有効に利用することが可能である」。

開発途上国の問題としては，先進国を中心として環境に対する規制がますます厳格になることにより，規制遵守のための環境コスト高を理由に生産を開発途上国に移転する問題がある。また，環境ラベルや，包装・リサイクリング規制などの製品規格の分野では，先進国を中心に，高価格であるにもかかわらず，環境負荷の少ない製品に対する需要が増加している。これらの中には，ドイツなどに見られるように，包装やリサイクルに対する規制強化とも受け取られるものも出てきている。

これらの製品の環境に関する規準や規制が貿易に及ぼす影響については，開発途上国は以下の理由により，特に不利益を受けているのではないかと考えられる。

・開発途上国は，先進国での環境基準の設定に際に，限定された役割しか果たすことができない。

・開発途上国は認証基準の設定の際に，主導的役割を果たす能力がない。したがって，基準の設定によって，貿易のバランスを改善させるように誘導することはできない。認証基準は先進国のものを後追いすることになる。

・開発途上国にとっては，環境ラベルで設定された高い環境基準を達成さ

せるためのコストを，製品コストに内包させることは難しい。特に，各制度ごとに基準が異なるような場合，これらの情報を収集し，対応するために余分のコスト要することになる。また，これらの的確な情報の入手が難しいため機会損失をこうむる恐れもある。

4．グリーン調達(17)

近年，資機材の購入に当たり，環境保全型製品を優先することにより，環境保全に役立てようとする「グリーンコンシュマー」や，「グリーン調達」の動きが盛んになってきている。前者の場合には，環境NGOなどが製品ガイドブックを作成したり，自治体などが実施している，環境保全型製品を積極的に販売したり，リサイクル拠点を提供したりする店舗を「エコショップ」として認定する制度などがある。このような動きは地域的に限定されることが多く，国際貿易問題にまで波及することはない。

一方，政府や地方公共団体などの公的機関での調達や，企業での資機材の購入に当たっても，環境保全型の製品の使用を積極的に推進しようとする動きが盛んになってきている。日本政府でも，1995年6月には環境基本計画にもとづいて，「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」を閣議決定している。外国の例でも，アメリカ，カナダ，イギリス，ドイツなどで，政府などの公的機関が行なう物品調達の際，環境保全型製品の優先購入が明確化されてきている。アメリカでは，連邦調達庁が，環境にやさしい製品として約2900点の製品名と価格などをまとめたガイドブックを発行している。カナダでも，連邦政府全体で取り組んでいる「政府行動のグリーン化」政策の一環として，環境省がガイドブックを作成している。ドイツでは環境庁が発行したガイドブック『環境にやさしい調達』の中で，環境ラベルを調達の参考にすることや，環境保全に関する仕様を定めている。イギリスやUNDPでは，自らの調達に関するガイドラインを定めている。ガイドブックやガイドラインの作成の際には，既存の環境ラベ

ル制度の認証基準が，大きく影響することが考えられる。

これらのガイドブックなどは，貿易問題に配慮してガイドラインの形を取り，強制力を有するものとはしていない。しかし，このようなガイドラインは，運用上，購入仕様の規格として使用される可能性を持っており，このような使用が行なわれた場合には，環境問題を楯にした非関税障壁であるとして貿易問題とが浮上してくる可能性がある。

V　今後の問題への対応

環境ラベルは，環境問題に対する重要性の向上に伴い，先進国のみならず開発途上国においても，ますます増加してゆくことになろう。開発途上国としては，先進国を中心にますます厳格になる環境基準に対する対応や，これらに関連する情報の入手と，参画の機会をどのように持つかが問題となろう。特に，環境基準のうち，製品およびその製造工程に関連するものについては，先進国，開発途上国共に，競争力に大きく影響するものと考えられる。

PPMsの問題では，先進国のNGOなどの要求にもかかわらず，国際的に統一された基準は存在し得ないとされている。すなわち，先進国と開発途上国とでは，環境，経済，社会などの背景は全く異なっており，先進国の基準をそのまま開発途上国に適用することはできない。環境ラベルでは，製品のライフサイクル「ゆりかごから墓場まで」への配慮が求められる。この点の評価では，製品の製造にかかわる生産国と消費国の環境規制のレベルの差や，製品の製造に要するエネルギーや資源消費量（資源，エネルギー原単位）の差をどのように取り扱うかが問題となる。

環境問題と国際貿易の関係については，前節で述べたように多くの国際機関で議論されており，非関税障壁に関する考え方も纏まってくるものと考えられる。

環境管理・監査，環境ラベルなどについては，ISOでの国際規格の制定作

業が3～4年後には全てが完了することになる。制定されたISO規格は，加盟している多くの国々で，それぞれの国内規格に書き替えられ使用されることになる。環境管理や環境ラベルの実施に関する原則やガイドラインが規格化されることにより，先進国と開発途上国間の格差を減少させることができる。また,環境ラベルについては，GENなどの国際ネットワークの活動を通じて,認証基準上の不必要な差別化を排除するとともに,これらの認証基準のハーモニゼイションや，相互認証に向けて動きだすものと考えられる。

環境と貿易の問題を解決するためには以下に示すようなアプローチが考えられる。

・ISO，UNCTAD，WTO／GATTなどの国際機関が主導して，貿易問題に関連する環境基準の国際間のハーモニゼイションをはかること。
・貿易や生産に関連する防止可能な環境破壊を明確化し，生産国と消費国の間でのPPMs問題に対する意見を調整すること。
・環境ラベルについては，ISOで推進されている規格化に加えて，各ラベル制度間の実施方法や認証基準などについての，統一化の動きを推進すること。この場合には，実施機関のネットワークであるGENなどが，有効に働くことになろう。
・先進国などの環境政策の決定，特に，グリーン調達の動向などは，開発途上国にとっては貿易上の問題となる可能性を含んでいる。ガイドラインの設定に当たっては，公開性，透明性を確保するとともに，開発途上国の意見を聴取する場を設定すること。

おわりに

ISOで議論されている国際規格は，環境管理システムと環境監査は1996年に成立することになる。ISO14000シリーズのうち，残りの規格も3～4年後には制定されることになろう。また，WTO／GATTをはじめとする国際機

関で「環境と貿易」に関する議論が盛んに行なわれ，環境問題により引き起こされる貿易障害を回避するための対策が，講じられることになろう。ISO14000シリーズの完成により，環境管理システムなど環境行動や，製品などの関する評価の原則についての，国際的な合意がなされたことになる。特に，環境ラベルは，先進国のみならず開発途上国においても，その国の状況に適合するような制度の採用が，ますます増加することになろう。ISOによる国際規格の制定は，それぞれの環境ラベル間のハーモニゼイションの推進に役立つことになるものの，これらの整合を取り，これらの現実的な解決のためには，なお時間を要するものと思われる。

環境問題は，貿易障壁の原因となる可能性を持っており，各国で実施される状況を注意深く見守り，国際的な議論を積み重ね，先進国と開発途上国のあいだの協力体制を構築・維持しながら，環境負荷を低減することが不可欠なものとなろう。

〔注〕

(1)　「第3回ISO－TC207オスロ総会報告会資料」1995年7月，参照。

(2)　『環境ラベル――環境管理規格審議委員会第2分科会，環境ラベル小委員会』社団法人産業環境管理協会1995年8月；“ISO／WD14024.2 Environmental Labels and Declarations－Environmental Labelling Type Ⅰ－Guiding Principles and Procedures N49,” Dec. 1995, 参照。

(3)　『環境ラベル――環境管理規格審議委員会第2分科会，環境ラベル小委員会』社団法人産業環境管理協会 1995年8月；“ISO／WD14021 Environmental Labels and Declarations－Self-declaration Claims－Terms and Definitions N87,” Aug. 1995; “ISO／WD14022 Environmental Labes and Declarations－Self-declaration Claims－Symbols N 122,” Dec. 1995, 参照。

(4)　『環境ラベル――環境管理規格審議委員会第2分科会，環境ラベル小委員会』社団法人産業環境管理協会 1995年8月；“ISO／WD14020 Environmental Labels and Declarations－General Principles N64,” Aug. 1995，参照。

(5)　ISO／WD14020 Environmental Labels and Declarations－General Principles N64,” Aug. 1995, 参照。

(6)　“ISO／WD14024.2 Environmental　Labels and Declarations－Environmental

Labelling Type I —Guiding Principles and Procedures N49," Dec. 1995, 参照。

(7) "Eco—Labelling and Trade," Export Quality (International Trade Centre UNCTAD／GATT), No.42, July 1994; "Trade and Environment," Export Quality (Respects for the Environment, A new market imperative, International Trade Centre UNCTAD／GATT), No.40, Feb. 1994；「世界各国における環境ラベリング実情調査報告書」日本環境協会　1993年３月，参照。

(8) Daniel C. Esty, *Greening the GATT : Trade, Environment and the Future*, 参照。

(9) 同上。

(10) 同上。

(11) 同上。

(12) "Negotiation History of the Coverage of the Agreement on Technical Barriers to Labelling Requirements, Voluntary Standards, and Processes and Production Methods Unrelated to Products Charactaristics," WTO, Aug. 1995, 参照。

(13) "Eco—Labelling and Market Oppotunities for Environmentally Friendly Products," UNCTAD, Oct. 1994 ; "Trade, Environment and Development Aspects of Establishing and Operating Eco—Labelling Programmes," UNCTAD, Mar. 1995, 参照。

(14) "Trade and Environmental Labelling, Criteria in Environmental Labelling ; A Comparative Analysis in Selected Labelling Schemes," UNEP, June 1995, 参照。

(15) "Note on Trade, Environment and Development Coopration," DCD／DAC／ENV(93)12 Dated 27.9.1993, of Development Assistance Committee, Development Coopration Directive, OECD, Paris, 参照。

(16) 同上。

(17) Environmental Product Guide 1994, Federal Supply Service, U. S. General Service Administration, *Umweltfreudliche Beschaffung—Handbuch zur Berücksichtigung des Umweltschutzes in der Öffentlichen Verwaltung und im Einkauf*, 3 Aufgabe 1993 Umweltbundesamt, 参照。